

イベント主催者等の事業者の皆様へ



望まない受動喫煙を起こさないよう、 喫煙環境にご配慮ください。

イベント会場内での喫煙所設置にあたっては、関連する法令や条例、ならびに施設側の利用規約を遵守してください。特に、周囲への受動喫煙防止には最大限の配慮をお願いいたします。



健康増進法上のルール



**第一種施設⇒学校（大学を含む）
病院・行政機関の庁舎等**

敷地内禁煙

※ ただし、厚生労働省令の要件を満たした「特定屋外喫煙場所」を屋外の指定された場所に設ける場合に限り、喫煙が可能

**第二種施設⇒商業施設・飲食店・
ホテル・駅 等**

原則屋内禁煙

※ ただし、屋内に喫煙専用室等設置可能
屋外に喫煙所設置可能

屋外イベント開催時における （臨時）喫煙所設置について

屋外での喫煙について法律による規制はありませんが、望まない受動喫煙が生じないようにご配慮ください。

また、喫煙所には喫煙所である旨の標識を掲示し、喫煙所への20歳未満の者の立ち入りを防ぎましょう。

受動喫煙を起こさないための措置例については、裏面をご確認ください。

ふくしま受動喫煙防止条例上の ルール

第5条 県民等の責務

他人に受動喫煙を生じさせることが
ないように努める

第6条 事業者の責務

事業活動における受動喫煙が
発生しないよう努める



問い合わせ先

福島県健康づくり推進課 024-521-7640

【受動喫煙を起こさないための措置例】

①喫煙所設置場所の工夫

- ・参加者が必ず通る通路や出入り口付近に喫煙所を設置しない
- ・子ども等が集まるエリア付近に喫煙所を設置しない
- ・風向きに留意し、喫煙者のみが訪れる場所に喫煙所を設置する

②喫煙所の工夫



- ・開放型ではなく、パーテーション型や密閉型の喫煙所を設置する

③周知の工夫



- ・喫煙所以外では喫煙不可であることを周知する

○健康増進法 <抜粋>

(関係者の協力)

第26 条

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第27 条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

※特定施設：第一種施設、第二種施設および喫煙目的施設

○ふくしま受動喫煙防止条例

第1 条 この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とします。

第5 条 県民等は、ライフサイクルの各段階を通して喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければなりません。

2 保護者は、喫煙をする場所に子どもを立ち入らせないようにすることやその他の方法により、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければなりません。

3 県民等は、県及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むとともに、県及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。